



三重県公報

令和4年11月11日 (金)

第 362 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
65	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	2
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
8	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	3
告 示			
734	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	7
735	同件	(同)	7
736	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	8
737	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
738	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	8
選 管 告 示			
69	参議院選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	9
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定	(税 収 確 保 課)	11
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	11
	同件	(同)	11
	令和4年度随時技能検定試験の実施 (変更)	(雇 用 対 策 課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	15
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	15
	同件	(同)	16
	建築基準法の規定による道路の位置指定及び関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	16

規 則

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十一月十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十五号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第二十七条の五関係）		別表第二（第二十七条の五関係）	
駐車場の名称	使用料	駐車場の名称	使用料
川成団地駐車場	千九百円	豊田一色団地駐車場	(略)
豊田一色団地駐車場	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十一月十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）			
組織	職	区分	組織	職	区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
警察	(略)	(略)	警察	(略)	(略)	
	警察学校	(略)		警察学校	(略)	(略)
	副校長	八種		副校長	八種	
	副参事	十一種				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和四年十一月十四日から施行する。

人 事 委 規 則
人 教 育 委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十一月十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料の調整を行う職及びその額)	(給料の調整を行う職及びその額)
第一条の三 (略)	第一条の三 (略)
<p>2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に調整数一を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一に掲げる調整基本額(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に調整数一を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。第七條第一項第四号において「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に調整数一を乗じて得た額に、当該各号に定める数に乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。） 第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。） 第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定による給料の調整額並びに前項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

（教職調整額の支給）

第八条（略）

2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。

（教職調整額の支給）

第八条（略）

2 地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があると

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第十二条 (略)

2 条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「勤務時間規則」という。))により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。

一・二 (略)

3 8 (略)

附 則

1 7 (略)

(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

8 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の三第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

9 13 (略)

別表第一 (第一条の三関係)

(略)

別表第一の二(第一条の三関係)

調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	一級	七、〇〇〇円
	二級	八、二〇〇円
	特二級	九、一〇〇円
	三級	九、九〇〇円
中学校・小学校教育職給料表	一級	六、八〇〇円
	二級	八、一〇〇円
	特二級	八、九〇〇円
	三級	九、七〇〇円

きは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第十二条 (略)

2 条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「勤務時間規則」という。))により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。

一・二 (略)

3 8 (略)

附 則

1 7 (略)

8 12 (略)

別表第一 (第一条の三関係)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は公布の日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。
 - 二 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。
 - 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
 - 四 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 五 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 六 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 七 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）をいう。

(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（以下「改正後の支給規則」という。）第一条の三第三四項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第一条の三第三項及び第四項の規定を適用する。
- 5 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十二条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める暫定再任用職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号）による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の支給規則第一条の三及び前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に調整数一を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の支給規則第一条の三第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を給料の調整額として支給する。
- 6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - 一 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正給与条例の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第一条の三第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - 二 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職

員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第一条の三第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧地公法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧地公法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(雑則)

- 7 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

告 示

三重県告示第 734 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン(Bブロック)
津市久居明神町字風早2381-2ほか30筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年11月11日から同年12月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 735 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ名張西原店
名張市西原町2440番ほか12筆
- 2 名張市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年11月11日から同年12月12日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 736 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡度会町川口字里 438 番 2 地先から 度会郡度会町川口字里 436 番 3 地先まで	旧	15.2~15.8	19.7
	新	15.2~29.4	19.7

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野矢ノ川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町矢ノ川字後地 755 番 1 地先内	旧	4.7~7.9	58.0
	新	5.8~24.1	58.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野矢ノ川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町矢ノ川字後地 755 番 1 地先内	旧	5.1~13.1	62.4
	新	7.2~32.8	62.4

三重県告示第 737 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 368 号	名張市蔵持町原出 2023 番地先から 名張市蔵持町原出 1300 番 2 地先まで	令和 4 年 11 月 11 日

三重県告示第 738 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	伊勢長島支店	桑名市長島町押付 525 番地の 5	桑名市八間通 25 番地 1(桑名支店内)	令和 4 年 12 月 5 日
	愛宕町支店	松阪市長月町 88 番地の 21	松阪市京町 510 番地(松阪本店営業部内)	令和 4 年 12 月 19 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 69 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
42,916,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山本佐知子	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和4年9月12日から	第3回分
出納責任者氏名	文田 仁志				令和4年9月14日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
		0 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	97,680
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	97,680
前回計		24,000,000	前回計	18,789,337
総計		24,000,000	総計	18,887,017

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和4年9月21日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 1 項の規定に基づき、次の者を軽油引取税に係る特約業者として指定しました。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 氏名又は名称
溝口 正太
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県度会郡南伊勢町船越 2813-1
- 3 指定の年月日
令和 4 年 11 月 1 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山 1732 番地 11）

退任理事

津市藤方 1094 番地 1

木 下 榮 雄

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）

退任理事

津市藤方 1094-1

木 下 榮 雄

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 29 日付け三重県公報第 298 号に登載しました、令和 4 年度随時技能検定試験の実施で公告した技能検定試験（随時試験）の実施について、次のように変更します。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

変更前

（別表）実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時3級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時3級、基礎級
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
	非鉄金属鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時3級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時3級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時3級、基礎級
	フライス盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時3級、基礎級

金属プレス加工	金属プレス作業	随時3級、基礎級
鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製造作業	随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	基礎級
	印刷箱製箱作業	基礎級
	貼箱製造作業	基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級
製本	製本作業	随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	基礎級
	ブロー成形作業	随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級

石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

変更後

(別表) 実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時3級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時3級、基礎級
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
	非鉄金属鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時3級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時3級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時3級、基礎級
	フライス盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時3級、基礎級
金属プレス加工	金属プレス作業	随時2級、随時3級、基礎級

鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時2級、随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンパダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製作作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製作業	随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	基礎級
	印刷箱製箱作業	基礎級
	貼箱製造作業	基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級
製本	製本作業	随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	基礎級
	ブロー成形作業	随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級

石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 1 月 11 日まで
- 3 作業地域
度会郡度会町棚橋

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 4 月 22 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市楠町南川

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年10月3日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和4年11月11日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点復旧測量）
- 2 作業地域
亀山市御幸町

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和4年11月11日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 4 年 10 月 31 日	有限会社上埜不動産 代表取締役 上埜 泰正	三重県伊勢市河崎3丁目 15-20	伊勢市神田久志本町 字赤井 1754-22	A	6.0	44.0

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
